

部 落 差 別

(同和問題)

解決に向けて

障害者差別
解消法
(2016年4月施行)

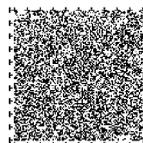
ヘイトスピーチ
解消法
(2016年6月施行)

部落差別解消
推進法
(2016年12月施行)

アイヌ施策
推進法
(2019年5月施行)



国際的な人権尊重意識の高まりのもとで、
人権にかかわる様々な法律が施行されています。



※この2次元コードは目の不自由な
方のための「音声コード」です。

はじめに

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利で、人種、性別、国籍、障がいの有無、年齢等で差別されず全ての人に平等なものです。そして、その人がその人らしく幸せに生きていくために尊重されなければならないものです。

しかしながら、私たちの身の周りでは様々な人権問題が存在しています。

■様々な人権問題

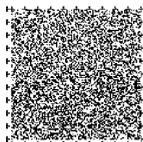
- 女性の人権
- こどもの人権
- 高齢者の人権
- 障がい者の人権
- 部落差別(同和問題)
- アイヌの人々の人権
- 外国人の人権
- HIV感染者、ハンセン病患者等の人権
- 犯罪被害者やその家族の人権
- インターネットによる人権侵害
- 北朝鮮による拉致問題
- 災害に伴う人権問題
- ハラスメント
- 性的マイノリティの人権
- 路上生活者の人権 など

このように、私たちが何気なく過ごしている日常生活の中にも様々な問題があることに気づかされます。

私たちにとって大切なことは、誰もが差別されることなく、お互いを思いやり、生活習慣、文化、価値観などの多様性を受け入れ、人権を尊重する社会を築きあげることです。

東京都では、「東京都人権施策推進指針」や「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」等のもと、人権施策を総合的に推進しています。

本冊子は様々な人権問題のうち、部落差別(同和問題)についてまとめています。本冊子が理解を深めていただく一助になれば幸いです。



部落差別（同和問題）

◆部落差別（同和問題）とは？

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在でも様々な形であらわれている我が国固有の重大な人権問題です。

封建時代から被差別民とされてきた人々は、もともと皮革製品を作ったり、地域の警備をしったりして社会を支える仕事を担ってきました。しかし、死牛馬処理や刑罰の補助など、当時ケガレとされた死や血、罪に触れる仕事を強いられていたため住む場所、仕事、結婚など生活面で厳しい制約を受けていました。一方、正月の門付け（猿回し、漫才等）をはじめとする祝福芸や、神輿の露払いなども行っていました。こうした人々に対する差別を部落差別（同和問題）、その人々が住んでいた場所を被差別部落（同和地区）といいます。

私たちは、人の気持ちを深く傷つける部落差別（同和問題）をなくすために、問題を正しく理解し、差別を許さないことが大切です。

◆今なお存在する差別

部落差別（同和問題）の解決に向け、国や自治体は様々な取組を行ってきました。

しかし、企業の採用活動や結婚問題などの際に、調査会社からの依頼で職務上の立場を利用して戸籍謄本などを不正に取得し、それを高額で売買するという差別事件が起きています。

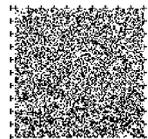
本来、結婚とは二人の意思で行うものですが、不正に取得された戸籍謄本で被差別部落（同和地区）の出身ということが分かり、親が結婚に反対し、破談になるなどの差別も起きています。

このような「戸籍の売買」、「身元調査」などは許されない人権侵害なのです。

この他にも、インターネット上に特定の地区を被差別部落（同和地区）であるとの書き込みや、「被差別部落はどこか?」と、行政に問い合わせを行うなどの差別事案が今なお発生しています。差別や偏見に基づくこうした行動は、人権や尊厳を傷つけるものであり、決して許されません。

■大田区の最近の差別事象

- 企業内トイレに「エタ死ね」との差別落書きが発見された。
- 信号待ちをしていると「お前は部落民だろう」と差別発言を受けた。
- 行政書士が身元調査のために区民の戸籍を不正に取得した。



人権に関する意識調査

区は区民の皆様の人権に関する意識について把握するため、令和5(2023)年度に人権に関する意識調査を実施しました。意識調査から部落差別(同和問題)についての項目を抜粋して紹介します。なお、報告書等は区ホームページからご覧になれます。

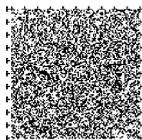
あなたは、日本の社会に部落差別(同和問題)といわれる人権侵害の問題があることを知っていますか。



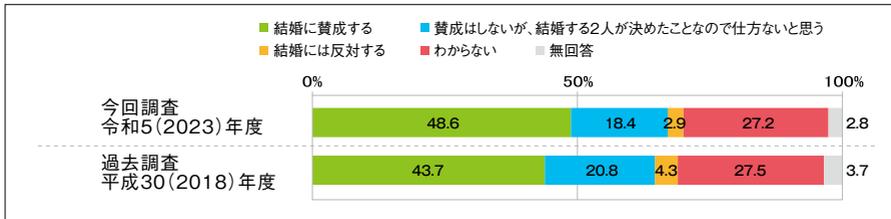
被差別部落(同和地区)といわれ、差別を受けている地区があることを知っていますか。



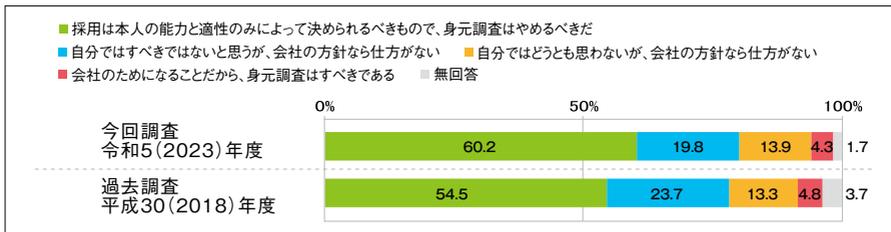
あなたが親しく付き合っている人が「被差別部落(同和地区)」出身の人であるとわかった場合、あなたはどのように思いますか。



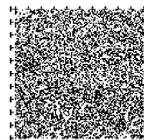
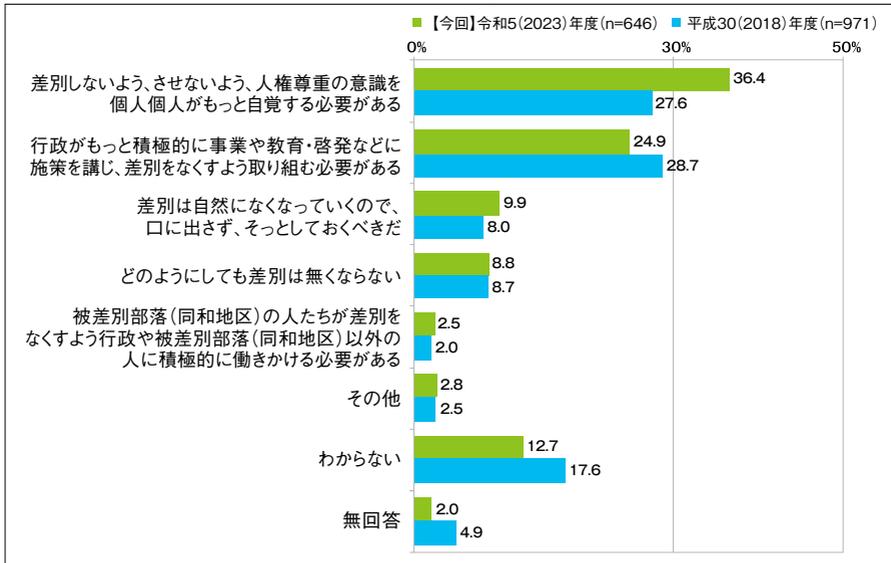
もしも、あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「被差別部落(同和地区)」出身の場合、あなたはどのようにと思いますか。



ある会社が採用試験の際に、出身地や家族の状況などを、秘かに興信所などを使って調べる身元調査をしています。あなたはどのように思いますか。



部落差別(同和問題)について、あなたの考え方に最も近いものはどれですか。

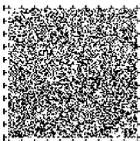


意識調査のまとめ

- 部落差別(同和問題)を知っている人は約7割、被差別部落(同和地区)があることを知っている人は半数以上います。部落に対する間違った考えや思い込み、偏見が伝えられると、差別している意識がないまま差別的な言動をしてしまうことがあります。部落差別(同和問題)への理解を深め差別をなくすためには、正しい知識を伝えていく必要があります。
- また、部落差別(同和問題)に理解がある人でも自分の身内のことになると、受け入れを拒否する傾向が強くなっています。このような行為は、お互いの人間性を深く傷つけ時には命を奪うこともあることを認識しなければなりません。
- 会社の採用時における身元調査では、会社側も応募者側も「仕方がないこと」と受け止めています。本人の資質以外で採否を決めることは、不当な就職差別です。
- 部落差別(同和問題)について個人個人の自覚が必要という意見や積極的な教育・啓発が必要という意見が多くありました。今後もさらなる人権啓発や部落差別(同和問題)をなくす教育が求められており、「部落差別解消推進法」の第1条にうたわれている「**部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、(中略)部落差別のない社会を実現すること**」を一層進める必要があります。

私たちができること

就職差別や土地調査、結婚差別、差別落書き、インターネット上での差別書き込みなどの差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、部落差別(同和問題)を理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見て見ぬふりをする事のないよう、差別をなくす行動をしていくことが大切です。



差別解消に向けた様々な法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)など差別解消に向けた様々な法律が施行されています。

しかしながら、3ページで紹介した差別事象をはじめとして、まだまだ差別がなくなったとは言えない状況です。意識調査でもこれまでに自分や家族の人権が侵害されたと感じたことがあると答えた人が約2割いました。

差別を受けたと感じた場合や身近な方で困っている人がいたら、まずは専門相談窓口にご相談ください。

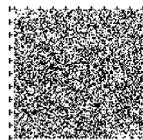
差別解消に向けた様々な法律が施行されています

障害者差別、許さない。
**障害者差別
解消法**
2016年4月施行

ヘイトスピーチ、許さない。
**ヘイトスピーチ
解消法**
2016年6月施行

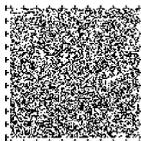
部落差別、許さない。
**部落差別
解消推進法**
2016年12月施行

アイヌ民族差別、許さない。
**アイヌ
施策推進法**
2019年5月施行



相談先のご紹介

名称	所在地・連絡先	受付日・時間等
同和問題に関する専門相談	東京解放会館内 台東区今戸2-8-5 電話 6240-6035	●電話相談 火・金(祝日・年末年始は除く) 9時～12時、13時～17時 ●来所相談 必要に応じて実施(要予約) 火・金(祝日・年末年始は除く) 9時～12時、13時～17時
人権・身の上相談	大田区役所本庁舎2階 区民相談室 大田区蒲田5-13-14 電話 5744-1148	毎月第2・第4火曜日 (祝日・年末年始は除く) 13時～14時30分(受付時間) 予約不要。直接お越しください。 人権擁護委員がお話を伺います。
東京都人権プラザ	東京都人権プラザ 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階 ●一般相談 電話 6722-0124 ●法律相談 電話 6722-0124(面接予約) 6722-0126(電話相談)	●一般相談 月～金(祝日・年末年始は除く) 9時30分～17時30分 ●法律相談 ・面接(要予約) 火曜日(毎月第4火曜日及び 祝日・年末年始は除く) 13時～16時(40分以内) ・電話相談 毎月第4火曜日(祝日・年末年始は除く) 13時～16時(15分以内)
東京法務局常設相談所	東京法務局人権擁護部 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階 ●みんなの人権110番 電話 0570-003-110 (ナビダイヤル)	月～金(祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時15分
相談先に困ったら……	大田区人権・男女平等推進課 大田区蒲田5-13-14 電話 5744-1148	月～金(祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時00分



大田区総務部人権・男女平等推進課
〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 5744-1148 FAX 5744-1556
発行 令和6(2024)年11月

困ったことが
あったら
相談するびよん

